

25広支交 第5号  
2026年 2月25日

日本郵便株式会社 広島郵便局  
局長 小松 学 殿

郵政産業労働者ユニオン広島支部  
支部長 増田正文 印

## 2026年春季生活闘争の要求

昨年に引き続き、光熱費や食料品、生活必需品が相次ぎ値上げされており、日々の生活はますます厳しい状況となっています。そのような厳しい状況下において郵政労働者の生活と健康を守るため、社員の賃金、待遇、休暇等について以下の要求を提出しますので、3月17日までに誠意ある回答をお願いします。

### 記

#### <賃金について>

- 1、時給制契約社員の基本給を全国一律とし、時給を1,700円以上とすること。
- 2、物価高に見合う賃金として、時給制契約社員の基本給の「地域別最低賃金プラス20円」を「プラス300円」とすること。
- 3、時給制契約社員の募集をしても集まらない状況です。局長加算額を大幅に上げ要員確保に努めること。
- 4、時給制契約社員の夏期・年末一時金の掛け率0.3の根拠を説明するとともに見直すこと。

#### <各種手当の拡充について>

- 5、自動車(二輪車含む)通勤をしている社員は、現在の通勤手当では満足にガソリンを入れることができていません。公共交通機関利用者と公平性を保つ上で、自動車(二輪車含む)通勤者の通勤手当について見直しを行うこと。

<社員への待遇改善について>

- 6、スキル評価結果に基づき時給制契約社員の資格給が決定されていますが、スキル評価Aランクに到達できない職種が存在します。スキルAランクに到達できない職種を無くすこと。
- 7、非正規社員のスキル評価について、恣意的な評価やあいまいな評価を行う管理者・役職者に対する研修を徹底すること。
- 8、アソシエイト社員からの一般職社員への登用や一般職からの地域基幹職、役職への昇格、昇給等について組合差別を行わないこと。
- 9、一般職から地域基幹職への転換について、要件を緩和すること。なお、地域基幹職等への転換数を拡大するとともに、社員転換に向けた具体的イメージを描けるよう人材育成に力を入れること。
- 10、時給制契約社員の無期転換時における雇止め要件を撤廃すること。
- 11、希望する期間雇用社員全員を3年で正社員へ採用(登用)すること。
- 12、全てのハラスメントに対し周知・点検を一層強化し、会社側の責務として根絶すること。
- 13、本人同意のない配転及び配置換えはしないこと。
- 14、健康診断について、全ての社員が勤務時間中に受診出来るよう対策を講じるとともに、勤務時間内に受診できない場合は、超過勤務手当と交通費を支給すること。
- 15、病気休暇付与の判断は病院等の受診記録等で可とし、診断書の提出は連続5日以上取得の場合とすること
- 16、毎年の積雪時には、夜勤帯勤務社員や深夜勤務社員が帰宅できず、雪が融けるまで食堂や休憩室の空いたスペースで仮眠を取っている状況が見られます。帰宅せずそのまま翌日の勤務を開始する社員もいます。深夜勤務従事者の休憩時間での仮眠、積雪時や災害時の帰宅困難者にも対応した仮眠スペースを設置すること。
- 17、台風、地震、集中豪雨、大雪等災害時や感染症が発生した場合は安全を最優先し、人命を守る対応を迅速に行うこと。
- 18、内務期間雇用社員も外務期間雇用社員と同様に、ユニホームを貸与すること。

<要員について>

- 19、輸送部では正社員登用や退職により、時間帯別に欠員が生じています。年次有給休暇が取得しやすい体制の確立のため、必要な要員を確保すること。
- 20、勤務時間インターバルについて、13時間以上とすること。
- 21、広島郵便局内における、以下の社員数を明らかにすること。
  - (1) 社員総数を明らかにすること。
  - (2) 地域基幹職社員の人数を明らかにすること。
  - (3) 一般職社員の人数を明らかにすること。
  - (4) シニアスタッフ社員の人数を明らかにすること。
  - (5) 期間雇用社員（月給制・時給制）の人数を明らかにすること。
- 22、2025年度の広島局における正社員登用受験者数および合格者数、そして一般職から地域基幹職へのコース転換の合格者数を明らかにすること。

以上